

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R7.3.28現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社SHI-ST 代表取締役 島田 真徳	新潟県上越市清里区青柳1028番地1	産業廃棄物収集運搬業 (第2009204262号)	許可取消	R6. 4. 8	被処分者の使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人をいう。）は、平成26年10月11日、長野地方裁判所において禁錮以上の刑が確定し、令和2年7月8日に刑の執行を終えた。 このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
2	有限会社鈴信組 代表取締役 鈴木 信一	愛知県新城市富永字郷ノ内6番地の1	産業廃棄物収集運搬業 (第2009063835号)	許可取消	R6. 5. 27	令和5年12月1日、被処分者の役員は、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反により、懲役刑が確定した。 このことにより、この者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
3	有限会社樋口商事 取締役 樋口 昌広	長野県長野市大字下駒沢240番地4	産業廃棄物収集運搬業 (第2008130778号)	許可取消	R6. 6. 3	被処分者は、令和6年5月7日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R7.3.28現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
4	株式会社聖造 代表取締役 中島 聖一	長野県千曲市大字屋代2228番 地2	産業廃棄物収集運搬業 (第2006203604号)	許可取消	R6.6.27	被処分者の役員は、令和6年4月12日、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137 号。以下「法」という。）違反による罰金刑が確定 した。 このことにより、この者が法第14条第5項第2号 イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するこ とから、被処分者が法第14条第5項第2号ニの欠格 要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2 第1項第2号該当による取消し）	法第14条の3の 2	
5	南佐久中部森林組 合 代表理事 黒澤 和夫	長野県南佐久郡小海町大字千 代里3166番地1	産業廃棄物収集運搬業 (第2000146848号)	許可取消	R6.8.29	被処分者の理事は、長野地方裁判所佐久支部にお いて禁錮以上の刑に処する判決を言い渡され、令和 2年9月8日に刑が確定した。 このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃 に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」 という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7 条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が 法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに 至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当 による取消し）	法第14条の3の 2	
6	有限会社照光電気 商会 代表取締役 小林 紀之	長野県飯田市鼎名古熊2187番 地4	産業廃棄物収集運搬業 (第2003215958号)	許可取消	R7.1.10	被処分者は、令和6年10月25日に長野地方裁判所飯 田支部において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下 「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する 法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため。 （法第14条の3の2第1項第4号該当による取消 し）	法第14条の3の 2	

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R7.3.28現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
7	株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 ちどり	長野県駒ヶ根市赤穂16498番地 3	産業廃棄物収集運搬業 (第2003068918号) 産業廃棄物処分業 (第2023068918号)	措置命令	R7.3.24	【措置内容】 (1) 駒ヶ根市赤穂地籍農地（以下「当該地」という。）に存する産業廃棄物（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず等の混合廃棄物（以下「当該廃棄物」という。））を全量撤去すること。 (2) 撤去した当該廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処分すること。 (3) 撤去作業にあたっては、生活環境保全上の支障のないように行うこと。 【履行期限】 令和7年7月31日 【命令を行う理由（要旨）】 株式会社クリエイトは受託した当該廃棄物を、当該地に埋め立て不適正に処理した。 この結果、廃棄物の飛散流出等により、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。	法第19条の5第1項	
8	男性（株式会社クリエイト 前代表取締役）	長野県駒ヶ根市在住	—	措置命令	R7.3.24	【措置内容】 (1) 駒ヶ根市赤穂地籍農地（以下「当該地」という。）に存する産業廃棄物（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず等の混合廃棄物（以下「当該廃棄物」という。））を全量撤去すること。 (2) 撤去した当該廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処分すること。 (3) 撤去作業にあたっては、生活環境保全上の支障のないように行うこと。 【履行期限】 令和7年7月31日 【命令を行う理由（要旨）】 株式会社クリエイトは受託した当該廃棄物を、当該地に埋め立て不適正に処理した。 被処分者は、当時の代表取締役として同社が受託した産業廃棄物の適正処理について管理すべき立場であったにもかかわらず、その職務を行うにつき悪意又は重過失があると認められ、そのために不適正処理を招いた。 これらの結果、廃棄物の飛散流出等により、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。	法第19条の5第1項	